

岩手県告示第890号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を平成21年12月1日から同月15日まで越喜来漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成21年12月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 大船渡市三陸町越喜来字肥の田39番地 1 及川 繁高
- (2) 大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜96番地 3 船砥 秀市

2 加入区 越喜来加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 越喜来漁業協同組合